

財団法人山形県体育協会国際競技大会出場者激励金交付基準（案）

1 目的

国内大会で優秀な成績を収め主要国際競技大会に派遣される本県関係者を激励し、もって本県スポーツの発展と競技力の向上に資するため、この基準に基づき、予算の範囲内において激励金を交付する。

2 激励金交付対象者

- (1) 県内に居住する本会加盟競技団体登録者並びに県内の中学校及び高等学校を卒業し県外に居住する学生で、JOC又は中央競技団体が正規に派遣する日本代表として、3に規定する国際競技大会に選手として参加する者
- (2) 県内に居住する本会加盟競技団体登録者で、JOC又は中央競技団体が正規に派遣する日本代表として、3に規定する国際競技大会に監督又はコーチとして参加する者

3 対象国際競技大会及び激励金交付額

(1) オリンピック大会

選手又は監督	10万円以内
コーチ	5万円以内

(2) アジア大会

選手又は監督	3万円以内
コーチ	2万円以内

(3) ユニバーシアード大会

選手又は監督	3万円以内
コーチ	2万円以内

(4) 世界選手権大会

(競技別国際組織主催のカテゴリー制限のない唯一の最高世界大会)

選手又は監督	3万円以内
コーチ	2万円以内

(5) ワールドカップ大会

(競技別国際組織主催のカテゴリー制限のない唯一の最高世界大会)

選手又は監督	3万円以内
コーチ	2万円以内

(6) ジュニア世界選手権大会

(競技別国際組織主催のジュニア年代に制限した唯一の最高世界大会)

選手又は監督	3万円以内
コーチ	2万円以内

(7) その他会長が相当と認める国際大会

選手又は監督	3万円以内
コーチ	2万円以内

4 激励金交付手続き

(1) 交付決定

原則として、本会加盟団体等から、中央競技団体の派遣決定通知等正規の日本代表を証する書面の写しを付した激励金交付申請書を受け、会長が交付決定を行うものとする。

(2) 交付

激励金は、原則として、会長が本人に直接手交するものとする。

5 運用

(1) 3の(1)(オリンピック大会)に関しては、2の(1)の規定にかかわらず、県内の中学校及び高等学校を卒業し県外に居住する者(学生以外)も交付対象とすることができるものとする。

(2) 3の(5)(ワールドカップ大会)に関しては、転戦する最初の大会のみ激励金を交付するものとする。

(3) 3の(7)(その他会長が相当と認める大会)に関しては、親善目的の大会及び著しく限定的なカテゴリーの大会は対象としない。

(4) 原則として、同一年度における同一の者に対する激励金の交付は3回を限度とする。但し、3の(1)(オリンピック大会)については別枠として扱う。

附 則

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 年 月 日より施行する。